



けんこうでつよい子



令和5年10月3日 杉並区立高井戸第三小学校 保健室

朝晩涼しくなってきました。日中日差しがあると気温は高くなり、寒暖差から体調を崩しやすい季節です。高三小でもインフルエンザウイルスへの感染者が増え、学級・学年閉鎖が出ています



10月の保健行事

日程
対象

秋の歯科検診
10月19日(木) (学年閉鎖に伴い、10月5日(木)から延期)
(全学年で、1学期にCOかGOの結果のお知らせをもらった児童)

全校朝会でお話しました。

給食のマスクについて

新型コロナウイルスが流行し、マスクの購入が難しかった時に教育委員会の方がマスクを購入し、学校に配布してくださっていました。現在、区からの配布はなくなっています。

高三小のマスク



給食用マスク忘れの児童に配布として感染防止に活用してきましたが、在庫がなくなりました。

そのため次の二つのことを子供たちに考えてもらいました。

1週間分のマスク+1もしくは布マスク+1を日曜日に自分で用意しましょう。

それでも人は忘れることはあります。その時は

学校で貸します。

困ったときは周囲の大人に相談し、柔軟に乗り越えられるように育てていきたいです。

次回から気を付けようと声掛けしますが、問題は解決できます。SOSを出せるといいですね。

次の日、個包装のマスクを1枚保健室に返してください。

助けてもらったら、次に同じことで困る人を助ける人になってほしいと願っています。

登校届について

インフルエンザ・新型コロナウイルス、咽頭結膜熱、その他の感染症にかかって欠席し、登校するときの届け出が必要です。

用紙はそれぞれは異なります。高三小のHPからダウンロードできます。裏面を参照してください。

学校医の木暮先生から

プール熱(咽頭結膜熱)が流行ってきました。

咽頭結膜熱は、アデノウイルスによる感染症です。高三小でも数名、罹っています。

アデノウイルスによる感染症の予防法には特徴があります。

アルコールが効きません。石鹸による手洗いをして下さい。他のウイルスとの違いです。

石鹸をつけて洗っても、汚れは手に残りやすいので、

- ✗ 石鹸なしの手洗い
- ✗ 手を洗わない
- ✗ アルコール消毒のみ

では、効果的な感染予防にはなりません。

石鹸で手を洗う習慣と、ハンカチをもつ習慣を身につけましょう。



前の晩、朝、
いつもと様子
が違ったら、
無理せず休養
しましょう

登 校 届

杉山区立高井戸第三小学校校長 宛

年 月 日 氏名 _____

インフルエンザの型 (A型・B型・不明)	月 日
発症した日 <small>※発熱(37度5分以上)、全身倦怠感(おたのじのぼろき)、悪寒(おむせ)などが出た日を申しします。判断に迷う場合は、医師に相談してください。</small>	月 日
解熱した(熱が下がった)日	月 日
登校を再開する日	月 日

インフルエンザのため欠席させていましたが、回復しましたので連絡します。

受診した医療機関名 _____ 令和 年 月 日

保護者名 _____ 印

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症したその翌日から5日を経過し、かつ、解熱したその翌日から2日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行)

以下のケースを参照してください。

※出席停止日数の数え方例 (発症・解熱した日を0日目として数えます。)

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7から登校可。 ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧

②2/1 発症→2/3 解熱→発症後5日経過→2/7から登校可。 ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧

③2/1 発症→2/4 解熱→発症後2日経過→2/7から登校可。 ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨

④2/1 発症→2/5 解熱→発症後2日経過→2/8から登校可。 ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨

(凡例) 発症日 □、 解熱日 ○、 出席停止の期間 _____、 登校可能な日 ○

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31			

2023/09/27

この書類のみ、
主治医に書いていただきます。
有料です。

登 校 届

令和5年5月8日(保護者記入用紙)

杉山区立 _____ 小学校 校長 様

年 月 日 氏名 _____

新型コロナウイルス感染症のため登校を控えておりましたが、回復しましたので連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症	月 日
発症した日 <small>※発熱、全身倦怠感(おたのじのぼろき)、悪寒(おむせ)などが出た日を申しします。判断に迷う場合は、医師に相談してください。</small>	月 日
症状軽快した日	月 日
登校を再開する日	月 日

※発症日の感染症は、病体を採取した日から5日を経過するまで

受診した医療機関名 _____ 令和 年 月 日

保護者氏名 _____

【新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準】

発症した後も5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
ただし、発症した日や、症状が軽快した日の翌日から起算すること

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行)

※出席停止日数の数え方例 (発症・症状軽快した日を0日目として数えます。)

①2/1 発症→2/2 症状軽快→発症後5日経過→2/7から登校可。 ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧

②2/1 発症→2/6 夕方症状軽快→軽快後1日経過→2/8から登校可 ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨

<無症状の場合>

③2/1 検査陽性→2/6 陽性確認後5日経過→2/7から登校可。 ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧

(凡例) 発症日・検査陽性日 □、 症状軽快日 ○、 出席停止の期間 _____、 登校可能な日 ○

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31			

2023/09/27

杉山区教育委員会 令和5年5月

登校許可意見書

杉山区立高井戸第三小学校校長 宛

年 月 日 氏名 _____

上記の書は、下記○印の感染症が軽快し、かつ学校保健安全法施行規則の基準による感染症の予防と対策が、下記月日より登校可能と判断します。

○印	疾患名	出席停止期間の基準
1	百日咳	発症の疑いが消えずするまで又は1日毎の適宜な抗菌薬投与期間による治療が終了するまで
2	結核	解熱した後3日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎	発症後、腫下腺、又は下垂腺の腫脹が軽快した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4	風しん	発症が消失するまで
5	水痘	すべての疱疹が痂皮化するまで
6	細菌性髄膜炎	主要症状が再発した後2日を経過するまで
7	結核	病状により学校医その他の医師において悪化の恐れが無いと認められるまで
8	髄膜炎(菌性髄膜炎)	同上
9	腸管出血性大腸菌感染症	同上
10	流行性角結膜炎	同上
11	毒性出血性結膜炎	同上
12	細菌性腎臓炎	臨床下病状軽快し、全身状態改善されるまで
13	その他()	

令和 年 月 日 より登校可能

医療機関名・住所 _____

医師氏名 _____ 印

※主治医様 本文兼付成金は、1通500円お断りします。

杉山区教育委員会

2023/09/27